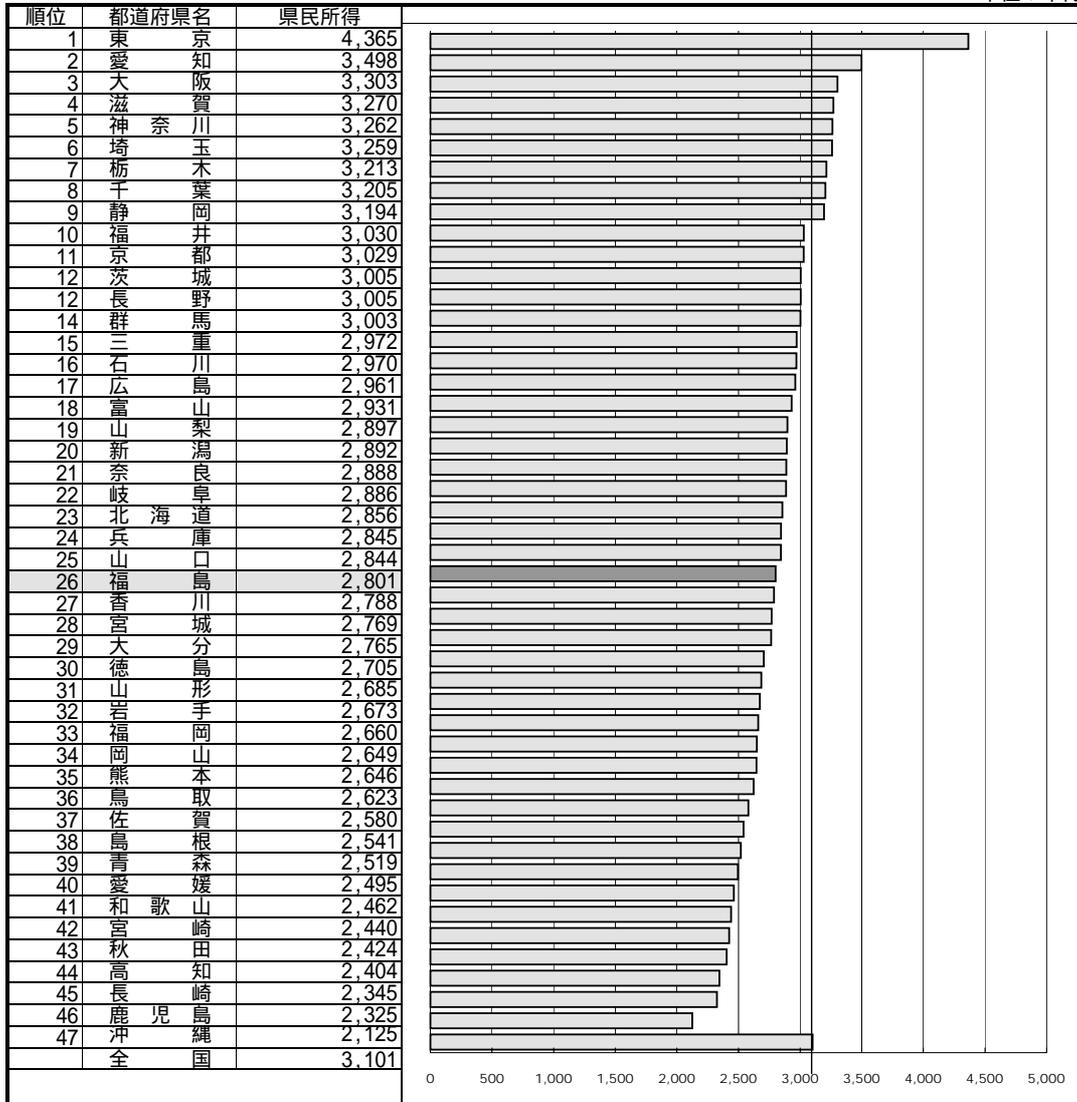


4 6 1人当たり県民所得

単位：千円



資料：内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報 平成15年版」

調査時点：平成12年度

調査周期：毎年

算出方法：県民所得/総人口（平成12年10月1日現在）

県民所得とは、県内の居住者（個人ばかりでなく、法人企業、行政機関も含む。）が、県内外での生産活動によって新たに生み出した所得をいう。